

流域治水オフィシャルサポーター認定

(公社) 全国土木コンクリートブロック協会

国土交通省が創設した流域治水オフィシャルサポーターに申請し、この度認定されましたので報告いたします。

流域治水オフィシャルサポーター制度の概要は、以下のとおりです。

1. 流域治水オフィシャルサポーター制度について

激甚化・頻発化する水害から国民の生命と暮らしを守るための新たな水災害対策である、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」においては、企業、団体等の多様な関係者（以下「企業等」という。）を含むあらゆる関係者との連携が重要です。

そこで、流域治水に取り組む企業等や流域治水の取り組みを支援する企業等を幅広く周知するとともに、流域治水に資する取組を促進するため、「流域治水」オフィシャルサポーター制度を創設します。

流域治水の推進に取り組む企業等をオフィシャルサポーターとして認定し、その取組を国土交通省 ウェブサイト等で紹介するほか、企業等の活動においてオフィシャルサポーターである旨を明記することが可能となります。

2. 実施内容

サポーターとしての活動を希望する企業等（法人又は団体をいいます。）は、次のいずれかの取組を通じて「流域治水」に関する周知活動等を実施するものとします。

- (1) 企業等の Web ページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- (2) 流域治水に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等
- (3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- (4) 貯留施設の設置など自らの流域治水に資する取組
- (5) 流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組
- (6) 自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加
- (7) その他、流域治水の優良な活動についての周知など流域治水に資すると国土交通省が認める取組

(国土交通省 HP より抜粋 <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html>)

3. 全国土木コンクリートブロック協会の取組

公益社団法人として大規模災害に備えた技術情報の提供や発信および災害発生後の迅速な復興復旧に資する以下に示す取り組みを行います。

- (1) 激甚化する風水害や地震等による大規模災害が発生した場合において、情報提供又は支援協

- 力により、災害発生後の迅速な復旧に資する取り組みを行う。
- (2) 流域治水事業に用いられるコンクリート製品の開発、生産、流通、維持管理及び施工技術の調査研究などを通じて、HP・季刊誌などにより流域治水事業に寄与する情報を提供する。
 - (3) 毎年水防月間に実施されている連合総合水防演習の会場において、流域治水の啓発活動を行う。



流域治水

公益社団法人全国土木コンクリートブロック協会 殿

流域治水オフィシャルサポーター制度実施規約第 4 条に基づき、
「流域治水オフィシャルサポーター」として認定いたします。

令和 6 年 5 月 24 日

流域治水オフィシャルサポーター事務局